

大学の現況と当面の課題

明治大學

この四月に新学年を迎えてから現在にいたるまで、大学の機能授業は全学的に軌道に乗っております。しかし、大学の機能授業は完全に回復したわけではありません。わが明治大学が一日も早く實に教育・研究の場となることをねがつて、ここに学生諸君に所信を表明いたします。

大学が實に教育・研究の場でありうるために、そこに十分な自由が保障されなければなりません。大学の自治とは、教育・研究の自由をみずから手で守りぬく結果を意味するものであります。そしてこの結果を支えるものは、ひとり教職員のみならず、学生をも含めた大学構成員すべての知性と理性による相互信頼の力でなければなりません。

諸君の記憶に新たなようすに、わが明治大学が経験した昨年の不幸な事態は、大学の自治機能を著しく低下せしめたばかりでなく、それ支撑するわれわれの信頼のきずなをすこし失わせかねないものであります。しかもこうした事態をまねいた要因については、それがきわめて深い根源に発してい

るところもあって、今日にいたるも抜本的な打開策が講じられることを念頭して、大学の現況と今後の課題について卒直に所信を述べ、諸君の理解と協力を得たいと思います。

大學は、一日たりとも教育・研究の使命を怠ることは許されません。その意味において、大学の回復こそ、われわれ大学人の負うべき緊急の課題だといわなければなりません。さらに大学の眞の「ヴィジョン」は、大学の使命を深く認識した大学構成員によってのみつくられてゆくものであり、とりわけ学生諸君の清新な問題提起は、の一つの重要なエネルギー源であります。大学は、その充実と發展のために諸君の積極的役割に期待すべきであると考えております。

今こそ明治大学にあるすべての者は、大学自治の一翼を担う構成員としての自覚を高め、一人一人がみずから責任において大学の眞にあるべきすがたを追求すべき時期であります。

(1)

二 学生自治について

一部少數の学生による破壊活動を防ぐために、懇意ながら大学は、大多数の学生諸君および教職員の学内における日々

あるいはうるのであります。

大学は、いわゆる「全共闘」運動が単に大学の教育・研究を阻害し、施設を破壊するだけでなく、学内における大多数の教職員・学生の自由な意思の表明を妨げ、全学的な意思統一を不可能にするものである以上そのいかなる策動も断固とした対処をとらざるをえません。またそれとともに、教育・研究という学本來の機能の回復を一刻も早くはかるため、当面次の二点を改進する必要があります。

(1)すでに掲示されているような入構制限その他のに關する「学長告示」を、学内秩序を維持するために当分の間適用期限を延長します。

(2)非常措置ともなって仮設された板障などは、必要な施設の改築等をしないつゝ、できる限り早く撤去したいと考えております。もとよりこれは、大学が一部学生による暴力的で破壊行動に対する警戒心を緩めたことを意味するものではありません。大学は、「学長告示」に対する違反行為などは決して容認することはできません。

(3)学長告示でも明らかですが、学内における暴力・脅迫・身体拘束などの行為に対しては厳しく対処することとも決して容認することはできません。

この活動に、さまざまな不便をともなう措置をとらざるを得ない現状にあります。「学長告示」による種々の制限は、もとより過渡的なものであり、できる限り早くこれを解除し、学内の自由な意思の交流によって大学の自治が再建され、その力によって一部少數学生の暴走が抑制されることを望まれるところであります。大学自治の再建にとって、学生の自由の一刻も早い復旧が必要であります。大学は、かねてから諸君に学生自治の再建を呼びかけておりますが、大学がとった人構制限措置がやむなく長期化せざるを得なかつたことなどもあって、今日にいたるもその展望さえ見出しえないでいることは、まさに残念であり、今後の学生諸君の自尊心と努力を期待しております。

しかるに、「全共闘」系の学生集団は、自ら学生相互の自由な意思の表明を困難にし、自治を破壊しながら、再び学内問題を口実にして、その「組織」の再建をはかりています。組織のあり方では、全学生の意思を結集するものであるよりも、むしろそれを阻害するものとなっております。

「全共闘」運動はもとより各学部の「闘争委員会」など、

(3)

この運動の一翼を担う各集団も、学生自治の確立にとって有貴な集団であり、これらの集団との間に何らかの交渉・とりきめを行なう意図は、大学には全くありません。

学生自治の再建は、本来諸君達自身の手で、その急意によつて解決されるべき問題であります。しかし、多くの諸君は学生自治の実態についてほとんど知らされていないし、したがつてまた無関心にならざるを得ない現状から、大学は一部少數の学生による行動について事実にもとづく批判を行ない、学生自治の正常化のためにあえてきびしい助言をなすべきだと考えております。

(1) 本学の学生組織は、全学的な中央執行委員会（中執）によって代表される前になっております。しかし、従来の自治運営にはきわめて多くの非民主的な点があることが指摘されます。大學は、全学生を其盤とした、かつ全学生の平等な権利行使の上に成立した学生の自治組織こそ、大学自治の責任を分担しうるものと考えておりますが、現在の中執がそのような適格性を備えるものか否かについては疑義を抱かざるを得ません。

「全共闘」運動の激化とともに、現中執が一時全く崩壊状

す。そのためには、学生による正常な学生会館の運営が可能となる諸条件が、諸君達の手で確立されなければなりません。そのための努力は、学生自治の再建と密接不可分であり、多大の困難をともなうことが予想されますが、せひとも早期にこれを実現するよう諸君に切望します。

(2) 学生寮問題は、大学の厚生施設に対する方針・諸提案が、「新寮闘争委員会」の一方的な行動、とりわけ「自主選考」や「強行入寮」などによって全く無視され、現在行き詰りの状態にあります。

大學は、寮生の自治に不當に介入する意図はありません。寮生が入寮選考権を持つにあたって、じごく当然な手続きをとることを要求しているにすぎません。まさにその問題で大學が寮生と交渉をおこなっている時に、「一方的に『自主選考』を強行する」というのは、「力がすべてを正当化する」ことになります。大學がこの「自主選考」を認めず、したがつてまた、それに基づいて入寮した学生を寮生として認めることができないのは当然であります。大學は今後も諸君達との話し合いによって、寮問題を解決したいと考えております。

現在の大学は、それが移りゆく社会の中の一つの制度である以上、さまざまな矛盾をかかえており、しかもその根源はきわめて広く深いところにあることを認めざるをえません。したがって、これを解決していくためには、あくまで真摯でねばり強い根気と、大学を構成する者一人一人の責任ある努

態があつたことは、諸君の記憶に新らしいところであります。正常な学生自治の再建なしにこのままこれを放置しておなれば、現中執が何らの民主的な手続きを経ないまま復活し、学生自治会の指導権を独占し、私物化し続ける危険性が多分にあります。そのことが、ひいては「全共闘」の破壊活動に手をかすことになることは明らかであります。

大學は、学生の自治活動を大学の管理機構に従属せしめようなどと考えているわけでは毛頭ありませんが、「全共闘」の暴力的・破壊的活動を学生の自治活動とは決して認めません。学生自治の名をかりた一切の非民主的な行動に対して、諸君の断固たる態度を期待します。

(2) 学生会館は、学生相互の自主的な課外活動の場として重要な意義をもつものであり、大學も従来その施設などに多く配慮をおこなってきております。しかし近年、一部の学生が学内外における暴力的行動の拠点としてこれを利用したために、学生会館はむしろ大学の荒廃、さらに本学周辺の市民生活への不安をもたらす根源と化したことは、周知の事実であります。

大學は一日も早く学生会館を再開したいと考えております

で、これを土台として改革案を作成するための討議資料として出されたものであります。

大學改革の作業は、全学的な意図のもとにおいて進められるべきものであり、学生は学生として当然意を反映するプランをもつべきであり、学生の見解を含めた学内諸機関の討議結果に基づいて、それぞれの代表の協議によって確定されるべきだと考えます。このような立場から、大學はかねてから、改革に対する学生諸君の積極的関心と、改革案作成への何らかの方法による参加を呼びかけてきましたが、いまだに諸君の全体的な支持をうる代表の参加が得られないのが現状であります。もとより大學はそれを口実にして、みずから負うべき改革の責任を回避する気持は毛頭いたしておりませ

ん。大學が学生代表の参加をまかないで「大學改革特別委員会」を発足させて改革案作成の具体的な作業を始めたのは、そのためであります。どうか一日も早くあるべき学生自治のすがたを回復し、諸君の自由な意思を反映し得るかたちで大學に参加されるよう、学生諸君の自觉と奮起を切望します。

以上

(5)

(4)

(4) 学生諸君との話し合いで大学の正常化の基礎であることは、いさまであります。しかし、一部少數の学生が要求するような、いわゆる「大衆団交」が力をもつて自己の主張を一方的に押しつけるものである限り、全く効果のないことは明らかであります。話し合いで、あくまで民主的で自由な、しかも建設的な意見の交換でなければなりません。大学と学生との間に、教職員と学生との間に、そして学生相互の間に自由な話し合いが成立してこそ、全学的な意思の統一が可能なであります。なお、これらの問題については、近く「学生自治への提言」においてさらに詳しく大学の見解を示す予定であります。

三 大學改革について



(6)